

通勤定期乗車券購入申込書の
勤務先関係事項記入欄の見直しの推進について
—行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん—

総務省東北管区行政評価局では、受け付けた国の行政に関する苦情等の行政相談のうち、制度改正しなければ苦情の解決が図られないもの、相談者の利益と公共の利益の調整が必要なものなど、高い立場に立った検討を加える必要があるものについては、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議(昭和61年12月設置。座長:石田眞夫)に付議し、その的確かつ効果的な処理を推進しています。

本行政相談については、平成17年3月開催の行政苦情救済推進会議での検討結果を踏まえ、平成17年3月30日、東北運輸局長に対して、管内の事業者に通勤定期乗車券の購入申込書の勤務先関係事項記入欄の見直しを推進するよう促すことをあっせんしました。

(本件照会先)

総務省東北管区行政評価局
首席行政相談官 佐藤 武男
電話:022(262)7840

行政相談の要旨

通勤定期乗車券(以下「通勤定期券」という。)の購入申込書に設定されている勤務先の名称等の勤務先関係事項記入欄を廃止してほしい。(仙台市在住の女性)

<仕組み>

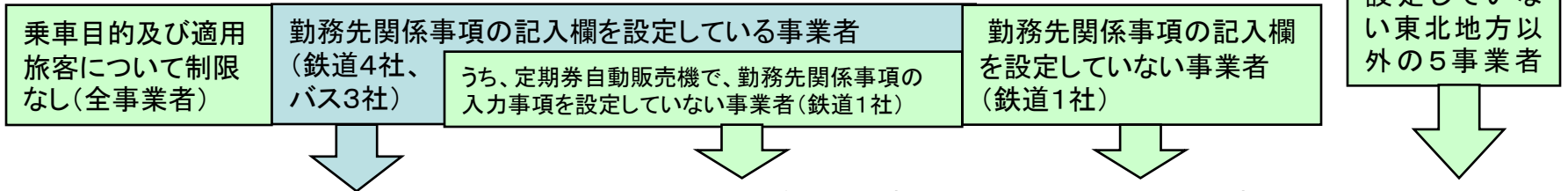
[通勤定期券に係る国の関与]

- 通勤定期運賃: 上限認可制・実施運賃の事前届出制
- 通勤定期券の種類: 事業者の運送約款による公告制又は公示制
- 券面表示事項: 通用区間、通用期間、運賃額、発行日(鉄道・バス共通)、使用者氏名、年齢、定期券の種類(バス)
- 通勤定期券の購入申込書の記入様式 国の定めなし。

[当局調査結果]

※ 勤務先関係事項・・・勤務先・用務地の名称、所在地、電話番号

<実情把握した東北地方の鉄道事業者5社及びバス事業者3社の現状>



<勤務先関係事項の記入欄の廃止を困難としている理由>

<勤務先関係事項の記入欄を廃止している事業者の対応状況>

定期券を拾得した際に、申込者の自宅電話番号等で連絡が取れない場合に備える上で必要
(鉄道2社、バス1社)

機械操作に伴う利用者の負担軽減と操作時間の短縮化を図るため、入力不要

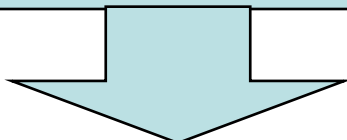
- 乗車地と割引内容とは連結しないので記入不要
- 通勤定期券の購入申込書に設定されている電話番号欄について、定期券紛失発見時の連絡に使用する旨を注書きしている例あり

<個人情報保護法>

個人情報取扱事業者の義務		
利用目的の特定、利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いの禁止	適正な取得、取得に際しての利用目的の通知	安全管理のために必要な措置

検討結果

- 「通勤」しているか否かを問わず通勤定期券が発行される実態があるにもかかわらず、勤務先関係事項の情報を記入させることの必要性については疑問
- 勤務先関係事項の記入について、事業者は任意記入であるとしているが、購入者にその旨は周知されておらず、自ずと記入せざる得ない状況
- 定期券紛失発見時の連絡先の確保については、種々の工夫が可能であり、勤務先電話番号が必須のものとは言えない
 - ⇒ 割引サービス内容との連結性、利用目的からみた記入の必然性からみて、消費者(購入者)の利益に合致したものとは言いがたい
- 「任意記入」である勤務先関係事項が、利用の目的が特定された情報に該当するとは考えにくい
- 勤務先関係事項に関する個人情報の収集は、その利用目的が購入者に周知されているとは考えにくい
 - ⇒ 個人情報保護の観点からも、「勤務先関係事項」はその収集を抑制すべき情報



あっせん要旨

東北運輸局は、消費者利益の保護等に資する観点から、鉄道事業者及びバス事業者に対し、通勤定期券の購入申込書の勤務先関係事項記入欄の廃止について、交通アドバイザー会議など事業者との連携の場を活用して改善を促す必要がある。